

大分市不妊治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不妊治療を行っている夫婦に対し、医療保険適用外の不妊治療に要する治療費の一部を助成金として交付することにより経済的負担を軽減し、もって少子化対策の推進を図るため実施する大分市不妊治療費助成事業に関し、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に使用する各用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 夫婦 戸籍記載事項証明書、住民票の写し等により婚姻の確認ができる者をいう。
- (2) 不妊治療 不妊症と診断された夫婦に対する医療機関における治療行為をいう。
- (3) 一般不妊治療 不妊治療のうち特定不妊治療以外の不妊治療をいう。
- (4) 特定不妊治療 不妊治療のうち体外受精及び顕微授精の治療並びに男性不妊治療をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、不妊治療を開始した日において夫婦であつて、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 助成金申請時において、少なくとも夫婦の一方が市内に居住する者であること。
- (2) 夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの間に第6条の規定による申請をしようとする場合にあつては、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。この場合において、所得の範囲については児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条を、所得の額の計算方法については同令第3条をそれぞれ準用する。
- (3) 市長が指定する医療機関において不妊治療を行った者であること。ただし、配偶者間人工授精及び男性不妊治療に関しては、この限りでない。
- (4) 不妊治療を開始した日において妻の年齢が43歳未満であること。

(助成対象費用)

第4条 助成の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、医療保険適用外の不妊治療のうち、人工授精、体外受精、顕微授精等の生殖補助医療に要した治療費等とする。ただし、入院費、食事代、謝礼その他の治療に直接関係のない費用は、含まない。

2 医療保険適用外の不妊治療が医療保険の適用を受けることになったときは、当該適用を受けることとなった日以後に実施された不妊治療については助成対象外とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象費用の額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)とし、その上限は次の表に定めるとおりとする。

不妊治療の種類		助成金の額の上限 (申請1回につき)
一般不妊治療		10万円
特定不妊治療	(1) 新鮮胚移植を実施した場合	30万円
	(2) 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施した場合	39万円
	(3) 体調不良等により移植のめどが立たず治療を終了した場合	20万円
	(4) 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により治療を中止した場合	
	(5) 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合	10万円
	(6) 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため治療を中止した場合	
	(7) 男性不妊治療	19万円(2回目以降にあっては、15万円)

- 2 前項の表に掲げる特定不妊治療(男性不妊治療を除く。)に付随して同表に掲げる男性不妊治療を行った場合は、それぞれの区分に応じて定める額を合算した額を上限とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この要綱の規定による助成金の交付を受けたことがない者が同項の表特定不妊治療の項第3号及び第4号に該当するものとして助成金の申請をした場合にあっては、30万円を上限とする。
- 4 助成金は、一般不妊治療にあっては、通算して4年度を限度として交付し、特定不妊治療にあっては、通算して3回を限度として交付するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、過去に特定不妊治療に係る助成金の交付を受けたことがない夫婦であって、治療開始日における妻の年齢が40歳未満であるものが特定不妊治療に係る助成を受けようとするときは、通算して6回を限度として助成金を交付するものとする。
- 6 助成金の交付を受けようとする者が過去に他の地方公共団体から特定不妊治療に要した費用の助成を受けているときは、この要綱の規定による助成を受けたものとみなして、第4項の規定を適用するものとする。

(交付申請及び申請の期間)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、大分市不妊治療費助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる必要な書類を添えて、原則として、不妊治療が終了した日(特定不妊治療の場合(男性不妊治療のみを行う場合を除く。))にあっては治療による妊娠を確認した日又

は医師の判断に基づき治療を中断した日、一般不妊治療の場合にあっては年度内最後の治療
施術日、男性不妊治療のみを行う場合にあっては治療施術日をいう。以下同じ。) から60日
以内に市長に提出しなければならない。

(1) 戸籍記載事項証明書、住民票の写し等婚姻関係(本市において初めて申請する場合にあつては、婚姻日を含む。)が証明できる書類

(2) 医療機関等が発行した領収書

(3) 大分市不妊治療費助成事業医療実施証明書(様式第2号)

(4) 大分市不妊治療費助成事業薬剤支払証明書(様式第3号)

(5) 夫及び妻の所得額が確認できる書類

(6) 夫婦の一方が市外に居住する場合は市外居住についての申立書(様式第4号)

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

3 申請は、1回の不妊治療につき1回の申請とする。この場合において、申請しようとする治療が一般不妊治療である場合にあっては、同一年度内に受けた治療につきまとめて1回の申請とする。

4 助成金の交付は、申請のあった日の属する年度において行うものとする。

(一般不妊治療の申請の特例)

第6条の2 前条又はこの項の規定による一般不妊治療の申請を行った者であつて、当該申請後に当該申請を行った日の属する年度内において再度の一般不妊治療を受けたものは、当該申請により交付される助成金の額(次項において「助成額」という。)が10万円に満たない場合に限り、前条第1項、第3項本文及び第4項の規定にかかわらず、当該年度の末日までに、前条の規定の例により当該再度の一般不妊治療に係る助成金の交付の申請を行うことができる。

2 前項の規定により申請を行った場合の助成金は、第5条第1項の規定にかかわらず、10万円から助成額を減じて得た額を限度として支給する。

3 前2項の規定による助成金の交付については、第5条第4項及び第5項の規定は適用しない。

(交付決定及び確定通知)

第7条 市長は、助成金の交付又は、不交付を決定したときは、大分市不妊治療助成金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定による交付の決定(以下「交付の決定」という。)を受けた者は、速やかに市長に対し助成金の請求を行うものとする。

2 前項の請求は、大分市不妊治療費助成金請求書(様式第6号)により行うものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、この要綱の規定に違反して助成金の交付を受けた者があつたとき、その他不正の

行為によって助成金の交付を受けた者があるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消した部分に係る助成金を返還させることができる。

(台帳の備え付け)

第10条 市長は、助成金の給付資格の適正を期するため、大分市不妊治療費助成金交付台帳(様式第7号)を備え付けるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月21日から施行し、改正後の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置)

2 佐賀関町及び野津原町の編入の日以後における第3条の規定の適用については、編入日の大分市の区域をもって大分市内とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年11月24日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、平成18年4月1日以後に受けた不妊治療に係る治療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、改正後の別表(備考を除く。)の規定は、平

成 21 年 4 月 1 日以後に終了した不妊治療に要した治療費に対する助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の規定は、同日以後に終了した不妊治療に要した治療費に対する助成金について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市不妊治療費助成事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に終了した不妊治療に要した治療費に対する助成金について適用し、同日前に終了した不妊治療に要した治療費に対する助成金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱第 6 条第 1 項に規定する不妊治療が終了した日が平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までの間に属する場合におけるその不妊治療に係る同項の規定による申請については、同項及び前項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日まで行うことができる。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市不妊治療費助成事業実施要綱（第 2 条第 1 号、第 3 条第 1 号及び第 6 条第 1 号を除く。）の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の申請に係る助成金について適用する。
- 3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本市の外国人登録原票に登録されている者であって、施行日に本市の住民基本台帳に登録されたものに係る当該外国人登録原票に登録されていた期間については、本市の住民基本台帳に登録されていた期間とみなして、改正後の第 3 条第 1 号を適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項、第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 第 3 項の改正規定については、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市不妊治療費助成事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定（第 5 条第 1 項、第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 第 3 項の規定を除く。）は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の要綱第5条第1項、第6条の2及び第6条の3第3項の額の規定は、平成26年6月1日以後に治療を開始した不妊治療について適用し、同日前に治療を開始した不妊治療に係る助成金の額の上限については、なお従前の例による。
- 4 改正後の要綱第5条第2項の規定は、施行日前に不妊治療に係る助成金の交付を受けたことがない夫婦について適用し、施行日前に不妊治療に係る助成金の交付を受けたことがある夫婦に係る助成の年度数及び回数の上限については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大分市不妊治療費助成事業実施要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定（第3条及び第6条第1項第1号を除く。）は、平成27年4月1日以後に治療が終了した不妊治療に係る助成金について適用し、同日前に治療が終了した不妊治療に係る助成金については、なお従前の例による。
- 3 改正後要綱第3条及び第6条第1項第1号の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から施行日の前日までの間に治療が終了した不妊治療に係る助成金について、施行日において既にその交付を受けている者であって、改正後要綱の規定を適用したならば当該既に交付を受けた助成金の額を超える助成金の額の交付を受けることができるもの（市外に転出した者を除く。）は、市長が別に定めるところによりその差額を請求することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年3月8日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大分市不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、平成28年1月20日以後に治療が終了した不妊治療に係る助成金について適用し、同日前に治療が終了した不妊治療に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大分市不妊治療費助成事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の要綱第5条第4項の規定による特定不妊治療に係る助成金の通算した交付の回数には、改正前の大分市不妊治療費助成事業実施要綱の規定により交付を受けた特定不妊治療に係る助成金の回数を含むものとする。